

令和6年第4回瑞穂市議会定例会会議録（第1号）

令和6年11月28日（木）午前9時開議

議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 承認第5号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の専決処分について
- 日程第6 議案第64号 瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について
- 日程第7 議案第65号 瑞穂市農業委員会の委員の任命について
- 日程第8 議案第66号 証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議について
- 日程第9 議案第67号 財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得について
- 日程第10 議案第68号 和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第11 議案第69号 瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第12 議案第70号 瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第13 議案第71号 瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第72号 瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第73号 瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第74号 瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第75号 瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第76号 瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第77号 令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）
- 日程第20 議案第78号 令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第21 議案第79号 令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○本日の会議に出席した議員

1 番 宮 川 頌 健

2 番 横 田 真 澄

3 番 北 村 彰 敏
 5 番 今 井 充 子
 7 番 藤 橋 直 樹
 9 番 鳥 居 佳 史
 11番 森 清 一
 13番 今 木 啓一郎
 15番 棚 橋 敏 明
 17番 若 井 千 尋

4 番 関 谷 英 樹
 6 番 広 瀬 守 克
 8 番 若 原 達 夫
 10番 関 谷 守 彦
 12番 馬 淵 ひろし
 14番 杉 原 克 巳
 16番 庄 田 昭 人
 18番 若 園 五 朗

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	森 和 之	副 市 長	梶 浦 要
副 市 長	丹 羽 俊 一	教 育 長	服 部 照
企 画 部 長	磯 部 基 宏	総 務 部 長	石 田 博 文
市 民 部 長 兼 巢南庁舎管理部長	臼 井 敏 明	健康福祉部長	佐 藤 彰 道
都市整備部長	桑 原 秀 幸	環境水道部長	矢 野 隆 博
教 育 委 員 会 事 務 局 長	佐 藤 雅 人	会 計 管 理 者	広 瀬 進 一
監 査 委 員 会 事 務 局 長	今 木 浩 靖		

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	井 上 克 彦	書 記	廣 瀬 潤 一
--------	---------	-----	---------

開会及び開議の宣告

○議長（庄田昭人君） ただいまから令和 6 年第 4 回瑞穂市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（庄田昭人君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおり、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号11番 森清一君と12番 馬淵ひろし君の指名をします。

日程第 2 会期の決定

○議長（庄田昭人君） 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月20日までの23日間にしたいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から12月20日までの23日間に決定しました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（庄田昭人君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

8 件報告します。

まず 5 件について、議会事務局長より報告いたします。

○議会事務局長（井上克彦君） 議長に代わり、5 件報告いたします。

まずは、地方自治法第235条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果報告を同条第 3 項の規定により監査委員から受けております。

検査は、令和 6 年 9 月分、10 月分が実施され、現金、預金及び借入金の金額などは関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないものと認められたとの報告でした。

その他の項目については、お手元に配付のとおりです。

続いて、西濃環境整備組合議会の結果報告です。

10 月 7 日に同組合の令和 6 年第 2 回定例会が開催されました。

定例会においては、まず議長と副議長の選挙が行われ、議長に大垣市議会議長の空英明組合議員、副議長に大垣市議会副議長の長谷川つよし組合議員がそれぞれ当選されました。また、

管理者から提出された議案は、令和５年度決算の認定の１件で、決算額は収入済額18億1,458万4,328円、支出済額15億4,659万9,062円で、歳入歳出差引残額が２億6,798万5,266円となり、原案のとおり認定されました。

続きまして、岐阜地域児童発達支援センター組合議会の結果報告です。

10月25日に同組合の令和６年第２回定例会が開催されました。

今定例会においては、まず議長の選挙が行われ、議長に岐阜市議会議長の黒田育宏組合議員が議長に当選されました。また、管理者から提出された議案は、令和５年度決算の認定の１件で、決算額は収入済額１億7,252万4,119円、支出済額１億6,647万4,195円で、歳入歳出差引残額が604万9,924円で、原案のとおり認定されました。

続いて、市議会議長会関係の報告となります。

10月９日、10日の２日間、第19回全国市議会議長会研究フォーラムが岩手県盛岡市で開催され、議長と私が参加しました。

全体では、全国から正・副議長をはじめとする市議会議員等約2,400名が参加し、フォーラム１日目は第99代内閣総理大臣 菅義偉氏の「人口減少社会における地域の未来図」と題する基調講演が予定されていましたが、国会の都合によりビデオメッセージに変更となりました。その後、静岡大学人文社会科学部法学科教授の井柳美紀氏をコーディネーターとする「地方議会の課題と主権者教育」をテーマとしたパネリスト４名によるパネルディスカッションが行われました。

フォーラム２日目の午前は、東北大学大学院情報科学研究科准教授の河村和徳氏をコーディネーターとする「主権者教育の取組報告」をテーマに、長野県伊那市議会前議長ほか２名による事例報告を基に課題討議が行われました。午後からは、岩手県一戸町、二戸市の世界遺産を活用した地域おこしとして、北海道、北東北の縄文遺跡群の構成資産として世界遺産となり、指定地域一帯が縄文の風景が復元された公園に整備され、観光、学習に利用されている御所野縄文公園、博物館などの２か所の視察に参加のほうをいたしました。

報告は以上となります。

○議長（庄田昭人君） 以上、報告した資料は事務局に保管してありますので、御覧いただきたいと思います。

続きまして、令和６年第３回もとす広域連合議会定例会について、藤橋直樹君から報告願います。

７番 藤橋直樹君。

○７番（藤橋直樹君） おはようございます。

議席番号７番 藤橋直樹でございます。

議長より御指名をいただきましたので、令和６年第３回もとす広域連合議会定例会について、

代表して報告いたします。

第3回定例会は、10月15日から10月25日まで11日間の会期で開催されました。今定例会に広域連合長から提出された議案は7件で、内訳は条例の一部改正1件、決算の認定を求めるもの3件、補正予算3件でした。

条例の一部改正のもとす広域連合介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例及びもとす広域連合地域包括支援センターの運営及び職員の基準を定める条例の一部を改正する条例については、介護保険法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものです。

令和5年度決算認定に係る議案は3件で、一般会計の決算は歳入総額5億5,838万9,740円、歳出総額5億1,718万2,282円、歳入歳出差引残額4,120万7,458円で、翌年度へ繰り越すべき財源がなかったため、実質収支は4,120万7,458円でした。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額85億9,883万853円、歳出総額80億9,942万8,174円、歳入歳出差引残額4億9,940万2,679円でした。

老人福祉施設特別会計の決算額は、歳入総額9億3,755万1,002円、歳出総額8億4,589万7,561円、歳入歳出差引残額9,165万3,441円でした。

令和6年度補正予算に係る議案は3件で、一般会計で1,902万9,000円、介護保険特別会計で3億929万円、老人福祉施設特別会計で4,183万8,000円をそれぞれ増額するものでした。

広域連合長から提出された議案は、所管の常任委員会に審査を付託または協議をし、10月25日定例会最終日、委員長報告の後、質疑・討論・採決を行い、いずれも原案どおり可決または認定されました。

以上、令和6年第3回もとす広域連合議会定例会の報告を終わります。

なお、定例会の議案書及び詳細な資料を議会事務局に預けてありますので、御希望の方は御覧ください。

○議長（庄田昭人君） 続いて、議員派遣の結果を報告願います。

11月12日に開催された令和6年度中濃十市議会議長会議員研修会について、今井充子君から報告願います。

5番 今井充子君。

○5番（今井充子君） 改めまして、皆様、おはようございます。

議席番号5番、創緑会、今井充子でございます。

ただいま議長より議員派遣研修の報告の発言の許可をいただきましたので、受講者を代表して報告をさせていただきます。

去る11月12日の午後2時より、関市わかさプラザにて行われました令和6年度中濃十市議会議長会の議員研修に、瑞穂市議会より17名参加してまいりました。

講義では、元全国市議会議長会の法制参事に従事された御経験もあられます、現在は明治大学で教鞭を振りながら、株式会社廣瀬行政研究所の代表取締役であられます廣瀬和彦氏より「議会におけるハラスメントについて 議会のコンプライアンス」という題目の講演をいただきました。

私たち議員は、一般の倫理よりも厳しい政治倫理が求められております。政治倫理は政治に関わる者の行為規範であり、道徳よりもむしろ法規範に近く、中立公平で住民の範たる行動が求められております。心理的、肉体的攻撃で相手に深刻な痛みを与えるハラスメントは許されない行為なのは当たり前です。その上で、私たち議員と議会事務局、執行機関職員、そして議員同士でのハラスメントの具体例を判例とともに御教示いただきました。廣瀬先生の講義の中で、ハラスメントは悪意を持ってやった行為だけではなく、無意識でハラスメントをしているケースも多く、被害者がハラスメントを受けたと感じたらハラスメント案件になるということも教えていただきました。

今回の研修で学んだことを生かして、瑞穂市議会ではどんなハラスメントも容認をしないという態度を明確にし、お互いに留意しながら政治倫理を全うしようと思いました。

以上で報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） 続きまして、11月21日に開催された市町村議会議員研修セミナーについて、横田真澄君から報告願います。

2番 横田真澄君。

○2番（横田真澄君） おはようございます。

議席番号2番、創緑会、横田真澄でございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、11月21日に開催されました令和6年度市町村議会議員セミナーについて、参加者を代表して報告をさせていただきます。

公益財団法人岐阜県市町村振興協会市町村研修センター主催による今回の研修は、名簿によりますと県内から106名の参加があり、瑞穂市議会からは17名の議員が参加しました。

「自治体議会のズレ その分析と補正」をテーマに、元衆議院法制局参事であります吉田利宏氏に講演をしていただきました。自治体議会のズレは、大きく分けると4つの面から起きているとのことです。

1つ目は、執行部とのズレです。

自治体の政策決定はトップダウン型であり、首長が関心の強い部門、特に選挙で掲げた公約などは自治体内の審査が粗くなる傾向があるため、住民に近い立場である議会とのズレがないか監視、議論が求められます。

2つ目は、市民感覚とのズレです。

例えば、政務活動費についてはグレーゾーンが幅広くあり、議員が調査・研究との認識であ

ったとしても、住民の思いとはずれが生じている場合があります。政務活動費を導入するのであれば、そうしたグレーゾーンについてしっかりとした手引を作ることが求められます。

3つ目は、法律上の使命とのずれです。

地方自治法により議決しなければならない立場であり、法的な権限が与えられている自治体議会では、執行部と異なる判断をすることは想定されることですので、その議決に当たって十分な調査と議論ができなければ、その使命とのずれが生じてしまうことになります。

4つ目は、時代とのずれです。

自治体行政をめぐる一つの流れとして、2016年12月に施行された官民データ活用推進基本法を背景に、エビデンスに基づく政策形成があります。データ活用により政策の基盤が科学的、客観的になることは大きなメリットです。しかし、データの解釈には幅があり、その方向性を決めるのは人間の判断です。デジタル化の進展による時代とのずれは、地方議員の役割や仕事の内容が変化する可能性があります。常に分析、補正をしていかなければなりません。

今後、研修で得た知見を議会運営や政策立案に積極的に活用し、市民の期待に応える持続可能な地域づくりを目指してまいります。これを契機に、よりよい議会運営の実現に向け、さらなる研さんを重ねる所存です。

以上、簡単ではございますが研修報告を終わります。

○議長（庄田昭人君） これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（庄田昭人君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 皆様、おはようございます。

それでは、2件の行政報告をさせていただきます。

最初に、報告第23号専決処分の報告について（損害賠償その1）であります。

令和6年9月2日午前6時50分頃、瑞穂市呂久619番2地先の市道9-3号線にできたくぼみが原因で、南進中の相手方の自家用車両が当該くぼみに落ち、車両左側後方のタイヤを損傷した車両損傷事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

次に、報告第24号専決処分の報告について（損害賠償その2）であります。

令和6年8月31日午後8時頃、瑞穂市呂久619番2地先の市道9-3号線にできたくぼみが原因で、南進中の相手方の自家用車両が当該くぼみに落ち、車両左側前方のタイヤを損傷した車両損傷事故について和解し、損害賠償の額を定めることにつき専決処分したものであります。

以上、2件の行政報告をさせていただきました。

○議長（庄田昭人君） これで行政報告は終わりました。

日程第5 承認第5号から日程第21 議案第79号までについて（提案説明）

○議長（庄田昭人君） 日程第5、承認第5号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてから日程第21、議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）までを一括議題とします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 森和之君。

○市長（森 和之君） 今年は例年になく秋の訪れが遅く、11月になっても異例の暑さが続きました。ただ、12月は季節が一気に冬へ急加速されると予測されておりますので、皆様におかれましては健康に御留意していただきますようお願いを申し上げます。

さて、今年も残すところ1か月余りとなってまいりましたが、突然の衆議院の解散、そして総選挙が10月にあり、例年よりひととき慌ただしい年の瀬となっております。そのような中、本日令和6年第4回瑞穂市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位の御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

定例会の開催に当たり、私の所感及び今回提案する議案について述べさせていただきます。

今年も昨年と同様、10月、11月には国・県への来年度予算の要望活動を行いました。10月の29日には下水道懇談会が開催され、瑞穂市からは初めての参加となりましたが、国土交通省水管理・国土保全局下水道審議官をはじめ、国の下水道担当の多くの皆さんから最新の情報を得られたことや当市からの要望ができ、また参加自治体との意見交換など大変有意義な懇談会となりました。次年度以降も継続し、参加希望をしていきたいと考えております。

11月5日には、岐阜圏域の県議会議員との意見交換にて、岐阜県南・大野線の先線の要望を行いました。

7日には中部国道協会促進大会、8日には揖斐川流域の市町連合による要望活動では、国道21号線の6車線化を要望しました。

12日には治水事業促進大会、14日の全国治水砂防促進大会では穂積関東周辺の防災の拠点について、木曽川上流事務所長と今後についての意見交換をすることができました。

26日には、安全・安心な道づくりと下水道、河川、砂防、道路の要望活動をすることができました。

また、連日の要望活動で上京した際に、瑞穂市の抱えている課題について、国の担当者に事前にお時間をいただき相談することができました。その内容は、総務省地域力創造グループでは地域の課題解決に民間の活力を生かすためのローカル10000プロジェクトの採択状況な

どを聞くこともできました。

総務省自治財政局地方債課では、庁舎の統合に係る公共施設等適正管理推進事業債について要望をいたしました。

国土交通省住宅局では、モデル性の高い空き家の活用、改修支援事業や空き家等管理活用法人の支援事業の拡充の内容、空き家の跡地を地域活性化のため計画的に除却する除却費の支援について内容を聞くことができました。

内閣府地方創生推進事務局内閣官房新しい地方経済・生活環境創生本部では、瑞穂市が来年度実施するデジタル交付金事業の説明や、石破首相がこれから進める新たな地方経済・生活環境創生交付金についての概要を聞くことができました。私だけでなく職員も同行させており、対面で瑞穂市の課題である事業の内容を説明し、交付金の対象になるかなどを直接聞くことができたことや、対象にならないのはどこに課題があるのかが明確となり、とても有意義な省庁への訪問となりました。

年の瀬を迎えるに当たり、この1年を振り返りますと、令和6年元日には石川県能登半島で震度7の地震が発生し、さらにその翌日には被災地へ向かおうとしていた海上保安庁の航空機と民間機が衝突する事故が起きました。年明けに続いた大きな災害や事故に恐怖感と無力感を覚え、いたたまれない思いを持ちながら過ごしたお正月は、例年の穏やかさとは異なった様相となりました。そして、地震発生から復旧途中の9月には能登半島を豪雨が襲い、再び甚大な被害となりました。改めまして、被災された皆様には謹んでお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をお祈りいたします。

当市では、被災地へ延べ28名の職員を派遣し、被災地を中心に支援を行ってまいりました。派遣職員によるワークショップでは、現地の状況を実際に体験した中から有益な意見、提案が多数ありました。今後も引き続き、危機管理体制の構築や災害発生時の対応力など、大規模災害への備えが必要で、事後の百手より事前の一手として強化をしていきます。

当市では、令和6年1月4日に、子供たちの未来を描き、希望を持って心豊かに成長できるよう、こどもまんなか応援サポーター宣言を行いました。今年も各小・中学校を訪問し、子供たちから直接意見を聞く場を設けてもらいました。その子供たちの意見から、子供たちにとって何がいいことなのかを考え、活動できる場、体験できる場、発表できる場の3つを導き出しました。今後ともこのような場を増やしていきたいということを考えております。

3月の15日には、かけがえのない地球や愛する郷土の自然を守り、人と自然が共生できる持続可能なまちを次世代に引き継ぐことを目的に環境都市宣言を行いました。今年度内に瑞穂市ゼロカーボンシティ宣言発信に向けて準備をしています。今年、市の最上位計画である第3次総合計画、都市計画マスタープラン、こども計画などを策定する計画の年として進めてまいりました。これらの計画を総称したみずほ未来まちづくり構想2035において、誰もが安心

して暮らせるようウェルビーイングみずほを意識し、全ての市民の皆様が幸福度を上げ、豊かな生活を送れるよう、これから10年先を見据え、魅力ある都市づくりを進めていく所存です。

今年度、一日市長「私が市長になったら」を8月の夏休みの期間中に初開催しました。多くの応募があり、抽選で選ばれた12名の小・中学生が4回に分かれて市長の仕事を体験しました。部長級職員が一堂に集まる部長会議に出席し、また通常は立ち入れない議場へ議長の許可を受け特別に入室し、一日市長として答弁の体験もしていただきました。参加した小・中学生からは、市長が市をよくするために一生懸命考えてくれていることが分かったと感想を聞けてとてもうれしく思いました。また、子供たちにとっては夏休みのよい思い出になったと思います。

さて、冒頭にも述べましたが、10月27日に衆議院の解散総選挙があり、国の動向としては新たに石破内閣の下、デフレ脱却や地方創生事業に向けた取組が進められていくと思われます。今後、そうした国の動向や景気の状況について常に注視していくことが重要だと考えております。依然として物価高騰下にあり、市民生活及び市内経済に大きな影響を及ぼしております。この先まだまだ不透明な状況の中、新年度予算編成がスタートしているところではございますが、今まで以上に不要不急な事業はないか事業の必要性和優先順位を見極め、限られた財源の中で着実にまちづくりを進めていく方針ですので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、定例会開会に当たり、今回提案する議案について述べさせていただきます。

今回上程します議案は、専決処分の承認を求める案件が1件、人事案件が2件、事務委託の廃止に関する協議についてが1件、財産の取得についてが1件、和解についてが1件、指定管理者の指定についてが1件、条例の制定及び改正に関する案件が7件、補正予算に係る案件が3件の合計17件であります。

それでは、順次提出議案の概要を御説明させていただきます。

最初に、承認第5号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第6号）の専決処分についてであります。

衆議院の解散に伴い、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査が令和6年10月27日に実施されるため、速やかに選挙執行の経費が必要となり補正予算を専決処分したので、これを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次に、議案第64号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてであります。

認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合において、農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2号の適用をするため、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命についてであります。

農業委員会の委員の任期が令和7年4月30日に満了となることから、新たに14名を農業委員会の委員に任命したいので、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第66号証明書の交付等に関する事務の委託の廃止に関する協議であります。

岐阜市のほか20市町との証明書の交付等に関する事務の相互の委託を廃止するため、この規約を定めようとするものであります。

次に、議案第67号財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得についてであります。

中学校・教育支援センター校務用パソコンの取得に当たり、一般競争入札を実施したところ株式会社ハイパーブレイン岐阜支社が落札したので、契約を締結することに議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第68号和解及び損害賠償の額の決定についてであります。

令和4年4月28日付で締結した広域行政用窓口証明発行システム機器の賃貸借契約を解除することによる損害を和解し、賠償するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第69号瑞穂市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてであります。

コミュニティセンターの施設管理業務について、指定管理者の指定期間が満了することに伴い、指定管理者を指定するため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第70号瑞穂市組織変更に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

令和7年4月1日から組織変更に伴い、市関係条例の改正を行うものであります。

次に、議案第71号瑞穂市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を定めるため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第72号瑞穂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

国民健康保険税の適正化及び将来的な県内の国民健康保険税水準等の統一化を目指すため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第73号瑞穂市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

長期継続契約を締結することができる契約について、契約事務の弾力的な運用を図り、さらなる経費の削減やより良質なサービスを市民に提供するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第74号瑞穂市立学校体育施設開放条例の一部を改正する条例についてであります。

中学校の体育館に冷暖房設備が設置されることに伴い、利用団体が当該設備を利用する場合の使用料を追加するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第75号瑞穂市保育所条例の一部を改正する条例についてであります。

公私連携保育所型認定こども園の設置に伴い、牛牧第1保育所を廃止するため、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第76号瑞穂市下水道条例の一部を改正する条例についてであります。

下水道法施行令の一部を改正する政令の公布等に伴い、市条例の改正を行うものであります。

次に、議案第77号令和6年度瑞穂市一般会計補正予算（第7号）についてであります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ5億4,199万4,000円を追加して、総額237億8,649万2,000円とし、繰越明許費として1件、債務負担行為として6件の追加、地方債として6件の追加、変更及び廃止する補正をするものであります。

歳出の主なものは、総務費で、電算管理費の備品購入費として3,465万円増額、基金積立費として1,150万4,000円増額、民生費では、障害者福祉費の扶助費を2億4,491万3,000円、出産・子育て応援交付金事業の償還金を3,649万2,000円、保育所費の施設型給付費負担金を8,847万9,000円、生活保護費の償還金を3,001万2,000円増額しました。

土木費では、道路維持費、河川維持費の光熱水費を合わせて1,253万8,000円増額しました。

教育費では、総合センター費の備品購入費を679万8,000円増額しました。

公債費では、元金の償還金を3,098万1,000円減額しました。

歳入の主なものは、国庫支出金を1億5,583万7,000円、県支出金を9,485万5,000円、繰入金で2億2,593万6,000円、諸収入を6,850万6,000円、それぞれ増額し、市債を2,160万円減額するものであります。

次に、議案第78号令和6年度瑞穂市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ128万1,000円を追加し、総額48億4,308万2,000円とするものであります。

歳出の主なものは、一般管理費の人件費に112万9,000円増額するものであります。

歳入の主なものは、一般会計繰入金を112万9,000円増額するものであります。

最後に、議案第79号令和6年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）であります。

地方自治法第218条第1項の規定により議会に提出するもので、債務負担行為として1件の追加の補正と、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費を121万4,000円追加するものであります。

以上、17件の提出議案につきまして、概要を説明させていただきました。よろしく御審議を

賜りまして、適切なる御決定をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案説明とさせていただきます。

○議長（庄田昭人君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前 9 時53分

再開 午前10時59分

○議長（庄田昭人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております承認第 5 号から議案第65号及び議案第67号の 4 議案を会議規則第37条第 3 項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております承認第 5 号から議案第65号及び議案第67号の 4 議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

承認第 5 号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、承認第 5 号令和 6 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採決を行う前に申し上げます。採決では、起立採決と併せて採決システムを使用し、賛成または反対ボタンを押していただくようお願いいたします。

これから、承認第 5 号を採決します。

承認第 5 号令和 6 年度瑞穂市一般会計補正予算（第 6 号）の専決処分についてを承認することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、承認第5号は承認されました。

議案第64号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第64号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてを質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号を採決します。

議案第64号瑞穂市農業委員会の委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第64号は同意することに決定いたしました。

議案第65号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） 議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命については、14人について会議の同意が求められております。

1人ずつ順にお諮りします。

まず、青木千恵子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

青木千恵子君を同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、青木千恵子君を同意することに決定いたしました。

次に、浅野隆士君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

浅野隆士君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、浅野隆士君に同意することに決定いたしました。

次に、今尾京子君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

今尾京子君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、今尾京子君に同意することに決定しました。

次に、北村一也君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

北村一也君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、北村一也君に同意することに決定いたしました。

次に、酒井健詞君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

酒井健詞君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、酒井健詞君に同意することに決定いたしました。

次に、高田里美君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

高田里美君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、高田里美君に同意することに決定いたしました。

次に、高田住代君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

高田住代君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、高田住代君に同意することに決定しました。

次に、豊田美津雄君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

豊田美津雄君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、豊田美津雄君に同意することに決定しました。

次に、林鉄雄君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

林鉄雄君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、林鉄雄君に同意することに決定いたしました。

次に、廣瀬秀男君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

廣瀬秀男君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、廣瀬秀男君に同意することに決定いたしました。

次に、古川正敏君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

古川正敏君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、古川正敏君に同意することに決定しました。

次に、松野藤四郎君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

松野藤四郎君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、松野藤四郎君に同意することに決定いたしました。

次に、馬淵正直君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

馬淵正直君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 御着席ください。

起立全員です。したがって、馬淵正直君に同意することに決定しました。

次に、武藤誠君に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

武藤誠君に同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、武藤誠君に同意することに決定いたしました。

以上により、議案第65号瑞穂市農業委員会の委員の任命については原案のとおり同意することに決定いたしました。

議案第67号について（質疑・討論・採決）

○議長（庄田昭人君） これより、議案第67号財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔挙手する者なし〕

○議長（庄田昭人君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号を採決します。

議案第67号財産（中学校・教育支援センター校務用パソコン）の取得については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（庄田昭人君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（庄田昭人君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

本日はこれで延会します。

延会 午前11時16分

